

被保険者 各位

エイチ・アイ・エス健康保険組合
理事長 和田 光

組合会会議則の一部変更について

平成 30 年 7 月 21 日付けにて、標記に関する規約変更の認可申請をいたしましたのでお知らせいたします。

記

エイチ・アイ・エス健康保険組合の組合会会議則の一部を下表のとおり変更する。

新旧条文対照表

新	旧
<p><u>第 1 条</u> 組合会は、<u>組合会議員を組合会開催場所に招集して開催することを基本とする。ただし、遠方に所在する等の理由により、くみあいかいの開催場所に赴くことがこんなである組合員は、テレビ会議システムにより出席することができる。</u></p> <p><u>第 2 条</u> 議員の席次は、議長が定めるところによる。 2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が 2 人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。 3 議員の定数の増加に伴う選定議員又は互選議員の席次は、議長の定めるところによる。</p> <p>以下<u>第 6 条</u>までの各条数のみを繰り下げ、<u>第 7 条</u>までとする。</p> <p><u>第 8 条</u> テレビ会議システムによる組合会の開催にあたっては、出席者間の協議と意見交換が自由に行えるよう、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わる仕組みになっていなければならない。</p> <p>以下<u>第 9 条</u>以降の条数のみを繰り下げ、<u>第 32 条</u>までとする。</p> <p>附則 この規則は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。</p>	<p>第 1 条 議員の席次は、議長が定めるところによる。</p> <p>2 補欠議員の席次は、前任者の席次による。ただし、補欠のため同時に議員となった者が 2 人以上あるときは、その席次は議長の定めるところによる。</p> <p>3 議員の定数の増加に伴う選定議員又は互選議員の席次は、議長の定めるところによる。</p>

理由：組合会でテレビ会議システムを利用するため

以上